

平成2年7月13日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

老人保健法等による現金給付業務に係るコンピュータ利用について（答申）

平成2年7月11日付藤市健第229号をもって諮問された、老人保健法等による現金給付業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、老人保健法等による現金給付業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 老人保健法に基づく現金給付業務及び医療費支給額通知並びに市条例に基づく看護料差額助成事務（金額の計算、各種帳票への記載、保険斜塔への通知書の作成等）については、現在すべて手作業で行っている。
- ・ 老人保健法等に基づく処理件数は、年間約9,000件であり、今後さらに増加することが予想され、これらを限られた期間内に処理する必要から、恒常的な時間外勤務をしているのが現状である。
- ・ これらの業務をコンピュータ化することにより
  - ① 事務の正確化、効率化、迅速化が図れる。
  - ② 単純作業から開放される。
  - ③ 恒常的な時間外勤務が削減できる。
  - ④ これに伴い、事務処理の時間短縮が図れ、よりきめ細かな市民サービスが可能となる。

3 審議会の判断理由

以下のことから、老人保健法等による現金給付業務に係るコンピュータ利用を

認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 本業務に係る複雑な事務処理は、すべて手作業で行うことは、業務の内容、性質上、また相当の時間外勤務が恒常的になっている現状から、正確性、迅速性に欠け、さらに今後も処理件数が増加するとのことであり、非効率であることは否めない。

② これらの事務処理をコンピュータ化することにより、事務能率の向上はもとより、単純作業の解消、正確な事務処理と円滑な支給事務が図られ、市民サービスの向上等の効果が期待できることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、住所・氏名・傷病歴・取引状況及び健康保険等であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 安全対策

本業務に係る担当職員は4人であるが、入力及び出力帳票類の適正な管理を行うこととし、その他運用にあたっては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を適用することから、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上